

## 国、県の動向、市総合計画の位置づけについて

### (1) 国の文化芸術を取り巻く動向

#### ●文化芸術基本法

これまで、文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」に基づき、「文化芸術立国」の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組が進められてきましたが、少子高齢化や急速なグローバル化、情報技術の進展等社会状況が著しく変化する中、観光やまちづくり、国際交流等、多様な分野との連携を視野に入れた、総合的な文化芸術政策の展開が、一層求められるようになりました。

このような中、文化庁は文化芸術振興基本法の一部を改正し、「文化芸術基本法」(平成 29 (2017) 年 6 月)を施行し、また、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「文化芸術推進基本計画」(平成 30 (2018) 年 3 月)を策定しました。

計画では、文化芸術の本質的価値 や社会的・経済的価値 を文化芸術の継承や創造に活用し、好循環させることで文化芸術立国の実現を目指すとし、文化芸術を通じた社会包摂 による心豊かで多様性のある社会等、今後の文化芸術政策が目指すべき姿を定めています。

#### 【文化芸術振興基本計画】

##### ○目指すべき姿

##### 目標 1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

##### 目標 2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

##### 目標 3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

##### 目標 4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

##### ○基本的な方向性

戦略 1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

戦略 2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

戦略 3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディング

## グへの貢献

戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の情勢

戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

### ●国際文化交流

国際文化交流の祭典について、国際相互理解の増進や活力ある地域社会の実現に向けてより一層推進していく必要性から、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」（平成30（2018）年6月）を施行しました。

さらに、平成31（2019）年3月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画」を策定し、「国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、併せて我が国の国際的地位の向上」を目指すとしています。

### ●障害者による文化芸術活動

文化芸術活動を通じた障害者の個性や能力の発揮と社会参加の促進を図るため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30（2018）年6月）が施行されました。

これにより、地方公共団体は「障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること」とされ、全ての人が文化芸術を享受する環境の充実が求められています。

### ●教育

平成29（2017）、30（2018）年に学習指導要領が改訂され、子どもたちの豊かな感性や創造性を育み、実社会での課題解決につながる資質や能力を育成することが求められています。また、平成30（2018）年10月、文部科学省設置法の一部が改正され、「学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務」や「博物館に関する事務」が文部科学省から文化庁に移管されました。

### ●観光

令和2（2020）年5月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行され、地域の様々な文化資源を磨きあげることで文化についての理解を深める機会を充実させ、これによる国内外からの観光旅客の来訪を促進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことが求められています。

## ●SDGs

平成27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「私たちの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030年までに達成すべき国連加盟国共通の目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が定められ、誰一人取り残さない社会の実現を目指して経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしています。こうした中、文化芸術の持つ社会包摂性や様々な社会課題解決への有効性に高い期待が寄せられています。

## ●新型コロナウイルス感染症

令和2(2020)年1月28日に指定感染症に指定された新型コロナウイルス感染症は、文化芸術の分野においても大きな影響を及ぼし、全国的に文化芸術イベントが中止又は延期となったほか、美術館や博物館、文化施設等が臨時休館となりました。

そのため、文化庁では、感染防止対策と経済社会活動等の両立を目指し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等の政府の方針を踏まえ、文化芸術団体等に対し、公益社団法人全国公立文化施設協会等の各業界団体が定めた業種別の感染拡大予防ガイドライン等に即して、対策を徹底した上で安全にイベントを開催するよう呼びかけました。さらに、文化芸術団体やフリーランスを含めた実演家等への活動支援のほか、オンラインによる文化芸術事業の動画発信に対する支援等、「新たな日常」における文化芸術活動を促すための支援策を感染状況に応じて実施してきました。

今後も、新しい生活様式に適合した活動の促進をはじめ、これからの時代にふさわしい施策の推進が求められています。

## (2) 滋賀県の文化芸術の動向

滋賀県では、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するため、「滋賀県文化振興条例」に基づき、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標や文化振興施策の方向などを示した「滋賀県文化振興基本方針」を策定しています。

第1次基本方針（取組期間：平成23年度～平成27年度）、第2次基本方針（平成28年度～令和2年度）を経て、現在は、令和3年3月に策定した第3次基本方針（令和3年度～令和7年度）により、取組を推進しています。

### 【滋賀県文化振興基本方針（第3次）】

#### ○基本目標

「文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る」

#### ○施策の方向性

##### 1 県民誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体や世代等がつながる場をつくる

文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であり、国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが等しく文化芸術に親しめ、感動や心の安らぎを得られる環境を整えていきます。

また、文化芸術に親しめる場をつくることで、誰もが文化芸術に居場所や生きがいを見いだせ、多様な主体や世代等による交流や相互理解が進むことを目指します。

##### 2 文化芸術をつなぎ支える人材や文化芸術の創り手や継承者を育む

文化芸術を企画・総括するアートマネージャー、地域や学校等と芸術家等をつなぐコーディネーター、文化ボランティアなど、文化芸術を県民や社会とつなぐ人材や文化芸術の創り手や継承者の育成、確保を目指します。

##### 3 文化芸術の多様な価値を地域づくりや多文化に活かし、活力ある滋賀を創る

本県では、文化的資産を活かした観光振興や糸賀一雄氏等の思想から生まれた障害者による文化芸術活動、学校と芸術家や文化施設をつなぐ連携授業など、文化芸術を他分野に活かす取組がこれまでから行われてきましたが、今後も、文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等と連携させ、文化芸術が持つ多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に活かすことを目指します。

### (3) 市総合計画における文化芸術の位置づけ

基本政策 8 スポーツと文化で、生き生きと楽しむまちにします

政策 20 文化・芸術に親しめる環境づくり

#### ○動向と課題

少子高齢化の進行により、大切な地域文化・伝統文化の次代の担い手である子ども・若者世代の人数が減少していくことは、今後の本市の文化振興にとって、後継者の減少や新たな文化の創造という点から、大きな課題となっています。

#### ○施策目標

文化は、感性や創造力を育み、人と人との交流を生み、地域の活性化にも大きな役割を果たすものであることから、文化に親しむ機会の拡大と多様な文化活動の促進を図るとともに、次代の文化を担う後継者を育成します。

#### ○取組の方向性

##### (1) 文化・芸術の振興

文化や芸術に親しむ機会を拡大するとともに、多様な文化活動を促進します。また、次代の文化を担う後継者の育成を図ります。

#### ○指標

○美術展・写真展、短歌・俳句大会、湖都の文学の出品数

○文化施設の利用者数

#### ○主な取組

##### ○文化に親しむ機会の拡大と多様な文化活動の促進

- ・優れた文化・芸術作品を鑑賞する場と機会の充実
- ・暮らしの中に息づく個性豊かな地域文化を次代に継承する活動への支援
- ・市民による文化・芸術事業への支援
- ・インターネット等を活用した文化情報の積極的な発信
- ・文化施設の利用促進

##### ○次代の文化を担う後継者の育成

- ・子どもや若年層が文化・芸術活動に参加する機会の拡大